

引き続き検討すべき論点について

(第13回検討会を踏まえた修正版)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

検討を進めるに当たっての論点の整理

第1回検討会の議論を踏まえ、以下の3つに分けて今後議論を進めてはどうか。

1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）

<検討の論点>

- ・ 検討の基礎となる災害の実態の深掘り
- ・ 個人事業者自身による措置やその実行性を確保するための仕組みのあり方
- ・ 個人事業者以外も含めた災害防止のための発注者による措置のあり方
- ・ 発注者以外の災害原因となるリスクを生み出す者等による措置のあり方
- ・ 個人事業者や小規模事業者に対する支援のあり方

2 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策）

<検討の論点>

- ・ 労働者について危険有害性が確認され、また災害が発生した実態等を踏まえ、現在労働者保護規定が設けられている機械、作業等については、同じ機械、作業等に係る個人事業者等にも同様の危険有害性があること等から、その安全確保の観点からも、当該保護規定を踏まえた規制等を検討する必要があるのではないか。

※最高裁判決においても、物の危険性及び場の危険性に着目した規制は、労働者以外も保護する規定と判示。（物の危険性、場所の危険性に着目した規制としては、安衛法20条等がある。）

3 危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等）

<検討の論点>

- ・ 検討の基礎となる災害の実態の深掘り
- ・ 過重労働等の健康障害防止のための措置及びその実行性を確保するための仕組みのあり方
- ・ 個人事業者や小規模事業者に対する支援のあり方

別紙① 個人事業者等からの報告が適切に行われるための方策

【これまでの議論を踏まえた検討に当たっての視点】

被災者である個人事業者等が災害発生の実を伝達・報告することが可能な場合については、個人事業者等に対し、特定注文者又は災害発生場所管理者に対して報告義務を課すこととしているが、相対的に弱い立場に置かれることがある個人事業者等が報告を躊躇したり、特定注文者等からの圧力により報告を行うことができないような事態が生じないように、必要な方策を検討すべきとの議論があったことを踏まえ、個人事業者等から特定注文者等に対しての報告が適切に行われるようにするための対策としては、以下のような内容としてはどうか。

【これまでの議論を踏まえた事務局案】

《報告を行ったことによる不利益取扱いの禁止》

- 特定注文者及び災害発生場所管理事業者に対し、個人事業者等が法令上の義務である休業4日以上災害報告を行ったことを理由として、不利益取扱いを行ってはならないこととしてはどうか。
- 不利益取扱いの内容としては、雇用関係にある労働者に対する不利益取扱いとは性質が異なることから、不利益取扱いに該当する具体例を通達等で示すこととしてはどうか。

【参照条文：労働安全衛生法】

(心理的な負担の程度を把握するための検査等)

第六十六条の十

- 3 事業者は、前項の規定による通知を受けた労働者であつて、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。この場合において、事業者は、労働者が当該申出をしたことを理由として、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

別紙② 個人事業者等から労働基準監督署等に対する申告について

【これまでの議論を踏まえた検討に当たっての視点】

個人事業者等が報告を行ったにもかかわらず特定注文者又は災害発生場所管理者から労働基準監督署に対して報告がなされていない場合や、個人事業者等を保護する観点から事業者等が講ずべき措置が適切に講じられていない場合などについて、労働者に対して認められている申告権（労働安全衛生法第97条）と同様に個人事業者等に対しても申告権を付与することについて検討すべきではないかとの議論があったことを踏まえ、災害報告制度の適正化はもとより、個人事業者等の就業上の安全衛生が適切に確保されるような対策として、以下のような内容としてはどうか。

【これまでの議論を踏まえた事務局案】

《個人事業者等による労働基準監督署等への申告等》

- 個人事業者等が就業する場所や請け負った作業に関し、労働安全衛生関係法令に違反する事実がある場合については、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に対して申告して是正のため必要な措置をとるよう求めることができることとしてはどうか。
- 事業者等は、個人事業者等が申告をしたことを理由として不利益取扱いを行ってはならないこととしてはどうか。

【参照条文：労働安全衛生法】

（労働者の申告）

第九十七条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

2 事業者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。